

金融・保険市場におけるトピックス

【欧州・市場動向】

OEIOPA が 2025 年上期金融安定性報告書を公表

欧州保険・企業年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority：以下「EIOPA」）は、欧州の保険および年金セクターにおける主要動向とリスクを評価するため、年 2 回「金融安定性報告書（Financial Stability Report）」を発行している。2025 年 6 月に公表された最新版^{（注1）}によると、欧州の保険・再保険・企業年金セクター全体として財務状況は良好で、資本の健全性が維持されている。

2024 年の損害保険における総収入保険料は、前年比 8.3%増と、2023 年の 6.9%増に続いて堅調な伸びを示した。

再保険セクターでは、特に財物保険および自動車保険分野において再保険料の伸びが顕著であり、これらの種目に対する引受需要の高さが示された。一方で、2025 年 1 月の再保険契約更改においては、市場全体としては「ソフト化」の傾向がみられた。

しかし、2025 年の欧州経済は、EU 最大の輸出相手国である米国による関税措置や報復関税を含む貿易摩擦の影響を受けやすく、不確実性は依然として高いと指摘されている。EIOPA は、今後も為替・金利・株式市場における高いボラティリティに加え、ESG リスク^{（注2）}（特に気候変動等）、サイバーリスクおよび地政学的リスクについて、継続的な監視と慎重な対応が必要であるとしている。

○ 気候リスク・自然災害

自然災害が起きやすい地域における資産の蓄積や、再調達コストの上昇といった経済的要因に加え、自然災害の発生頻度の増加が重なり、自然災害に起因する保険損害額は近年、顕著に増加している。2024 年に発生した自然災害による経済的損失のうち、保険によって補填された割合は、世界全体で約 44%、欧州では約 45%にとどまっており、いわゆるプロテクション・ギャップ（保険によるカバー不足）が依然として大きい状況にある。こうした現状を踏まえ、EIOPA は欧州中央銀行（ECB）と連携し、2024 年 12 月に官民連携による再保険スキームの構築と、EU レベルでの公的災害基金の創設を提案した。

欧州における自然災害による損害額は、世界全体の損害額の 1 割未満にとどまるものの、2024 年に発生した南ドイツ（6 月）、中東欧（9 月）、スペイン・バレンシア（10 月）の 3 件の大規模洪水が、同年の欧州における保険損害額全体の約半分を占める事態となった。こうした災害リスクの集中と損害額の増大を背景に、保険会社によるグリーンボンド投資^{（注3）}は近年着実に拡大しており、2024 年末時点では社債ポートフォリオに占める割合が中央値で約 7.2%に達している（図表参照）。グリーンボンドは、気候変動対策および低炭素経済への移行を促進する金融

手段として、今後さらにその役割の重要性が高まることが期待されている。

○ サイバーリスク

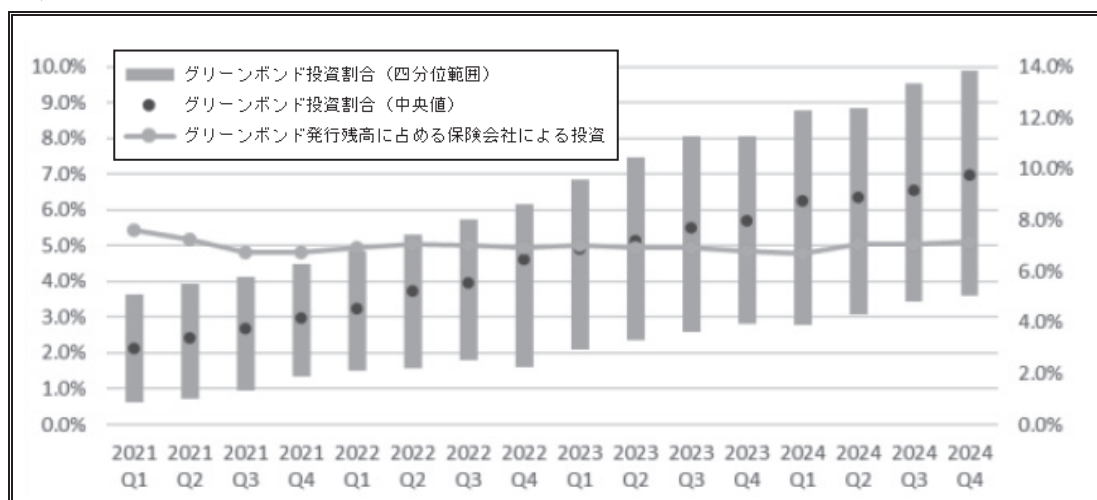
地政学的緊張はサイバー脅威の主要な誘因となっており、国家が関与するサイバー攻撃や偽情報操作は、国際的な危機や選挙などの重要イベントに連動して増加傾向にある。また、保険分野における AI の利用が必ずしも金融システムの安定性に直結した脅威とはならないものの、特定の条件下ではシステミック・リスクを新たに生じさせたり、既存のリスクを増幅させたりする可能性が指摘されている。

(注 1) EIOPA, “Financial Stability Report June 2025” (2025.6)

(注 2) ESG リスクとは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の各側面に起因する金融・経済上のリスクを指す。とりわけ保険業界においては、気候変動リスク (自然災害の激甚化、炭素資産の評価損等) への対応が中心課題となっている。

(注 3) グリーンボンド投資 (Green Bond Investment) とは、環境保全や気候変動対策などの「グリーン」なプロジェクトに資金を充てる目的で発行された債券への投資を指す。

図表 保険会社によるグリーンボンドへの投資の推移 (注)



(注) 2024 年第 4 四半期現在。左軸は、保険会社の社債投資に占めるグリーンボンドの投資の割合を示している。右軸は、保険会社によるグリーンボンドへの累積投資額がグリーンボンド発行残高に占める割合を示している。

(出典：EIOPA, “Financial Stability Report June 2025” (2025.6) をもとに当研究所にて作成)

【イギリス・米国・市場動向】

〇AI 導入のため解雇された人の所得を補償するパラメトリック保険を開発

イギリスのロンドンに本拠を置くスタートアップ企業 Singularity^(注1) は、AI 導入による自動化を理由に解雇された労働者の所得を補償する保険、SingularityShield Income Cover (以下「SingularityShield」)を開発し、2025 年 5 月に公表した^(注2)。

SingularityShield は、以下の 2 つの要件 (dual trigger) を充足した場合に、自動的に保険金を支払うパラメトリック保険^(注3)である。

- ① AI 置換率 (AI-Displacement Rate : 以下「AIDR」) 指数が、あらかじめ決められた閾値を 2 カ月連続で超えること
- ② 被保険者が会社都合により解雇されたこと

①の AIDR 指数は、Singularity が、以下の 3 種類のデータをもとに、AI 導入が職業に与える影響度合いを数値化した指標^(注4)である。AIDR 指数のデータソースは職業や地域によって異なるが、データのウェイト付けや更新された内容は、Singularity のウェブサイトで公開される。

- 企業データ (企業から直接得られる AI 導入状況や人材戦略に関する情報)
- 公式データ (雇用動向や解雇に関する情報を提供する政府や規制当局のデータ)
- 市場のシグナル (広範な市場からのリアルタイムの指標・傾向)

保険加入希望者は、職種、給与金額、勤務地、勤続年数を、Singularity のウェブサイトの入力フォームに記入する。同社のシステムが被保険者の AIDR 指数を計算し、保険料および保険金給付割合を表示する。電子署名により保険契約は締結され、銀行口座との連携完了とともに補償が開始される。

保険契約締結後、被保険者の職業の AIDR 指数は、毎月更新され、閾値に近づいた場合には、その旨を被保険者に通知する。指数が閾値を超え、かつ実際に被保険者が会社都合により解雇された場合には、被保険者が当該解雇通知書をアップロードすることにより、即時に保険金支払いの自動確認が行われる。

保険金として、被保険者の給与支払日ごとに在職時の手取給与の最大 50% が支払われ、支払期間は、3 カ月、6 カ月、12 カ月の中から選択が可能である。また、解雇された被保険者が、新たな仕事を見つけるためのリスク支援策も提供される。

SingularityShield は、まずイギリスと米国の知識労働者を対象に販売され、その後他の地域・産業に段階的に拡大する予定であるとしている^(注2)。

(注1) 米国カリフォルニア州の大手シード・アクセラレーター (スタートアップへの投資を行う会社) である「Y Combinator」が、Singularity の支援を行っている。また保険の引受は、ロイズなど、Singularity の提携するイギリス・米国の保険会社が行う。

(注2) Jasmine Marie, “AI job loss insurance unveiled by YC-backed Singularity” (EIN Presswire, 2025.5)

(注3) パラメトリック保険は、損害と因果関係のある指標 (パラメーター) が、契約時に設定した条件を満たした場合に、予め決められた一定額の保険金を支払う保険である。パラメトリック保険の詳細については、濱田和博「パラメトリック保険の現状と課題」損保総研レポート第 129 号 (損害保険事業総合研究所、2019.11) を参照願う。

(注4) AIDR 指数は、「%」で示される。なお AIDR 指数については、Singularity ウェブサイトの

例示を参照願う (<https://singularitysure.com/>)。

【米国・規制動向】

○自動車保険差別禁止法案の下院への再提出

2025 年 5 月に、自動車保険差別禁止法 (Prohibit Auto Insurance Discrimination Act: 以下「PAID 法」) 案がニュージャージー州、ミシガン州、およびカリフォルニア州選出の 3 人の議員により、米国下院へ再提出された^(注1)。PAID 法案は、保険会社による消費者の自動車保険加入可否の判断時、および保険料算出時に運転と関連する要素のみを考慮することを義務付けるものである。運転歴や運転能力と無関係である、収入や教育水準、および人種の指標等の利用を禁止し、低所得者や住宅非所有者、運転歴が良好な人々の保険料を値上げするために保険会社がこれらの情報を利用することを防止する。

PAID 法案において、保険引受時および保険料決定時に以下の項目を利用することを禁止している^(注2)。

- 性別
- 教育水準
- 職業・雇用状況
- 住宅所有状況
- 居住地または近隣の郵便番号
- 国勢統計区^(注3)
- 婚姻状況
- 信用スコアまたは信用ベースの保険スコア^(注4)・消費者レポート^(注5)
- 過去に保険契約を締結した保険会社
- 当該自動車保険会社との過去の保険契約

PAID 法案によると、米国の個人向け自動車保険の引受に際し、運転者の学歴や職業、住宅所有状況、信用スコアなどの収入の代理指標を用いる傾向が強まっており、この指標の利用により、低所得の運転者には高い保険料が、高所得の運転者には低い保険料が課せられているという。PAID 法に違反する行為は、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission: 以下「FTC」) 法第 5 条で禁止されている不公正または欺瞞行為とみなされ、FTC には PAID 法の違反行為 1 件につき 2,500ドル以上の罰金を科す権限が与えられる。

保険業界においては、職業や信用スコアなどの要素が統計的に意味のあるリスク指標であるとして、PAID 法の立法化に向けた取組みに反対している。その要因として、これらの要素を考慮しないと、保険契約者のリスクを正確に評価する保険会社の能力が損なわれ、他の契約者の保険料を見直さなければならない可能性があることを挙げている^(注6)。全米保険監督官協会 (National Association of Insurance Commissioners: 以下「NAIC」) によると、米国の自動車保険会社の約 95%が信用ベースの保険スコアを利用している

(注7)。一方で、多くの消費者は、自身の信用情報が保険契約の購入に影響を与えることを認識していないため、消費者団体は信用ベースの保険スコアの利用に懸念を抱いている(注8)。

(注1) Bonnie Watson Coleman, “Watson Coleman, Tlaib, Takano Reintroduce Legislation to Prevent Discrimination in Car Insurance Rates against Working Class Americans”

(2025.5) による。なお、同法案は2018年から2023年の間に少なくとも5回、議会に提出されている。

(注2) Congress.gov, “H.R.3664 -PAID Act” (2025.5)

(注3) 米国国勢調査局 (United States Census Bureau) が用いる地理的単位の1つで、郡または郡に相当する行政区分の比較的永続的な地理的区分である (U.S. Census Bureau, “2020 Census Participant Statistical Areas Program (PSAP) Quick Reference: Census Tracts” (2018.11))。

(注4) 信用ベースの保険スコアとは、消費者の信用情報に関する全体的または部分的な評価で、個人の信用情報の特定の要素を使用して、消費者が事故発生時にどの程度経済的損害を被るかを予測するものである。保険会社はこのスコアを保険料見直し時などに使用するが、カリフォルニア州やハワイ州などの一部の州では、保険会社が保険料率を決定する際に信用スコアを使用することを禁止または制限している (NAIC, “Credit-Based Insurance Scores” (2024.1))。

(注5) 消費者レポートとは、消費者信用情報機関 (Consumer Reporting Agencies) が収集する身元情報であり、信用情報や過去の破産歴、裁判記録など様々な情報が含まれる可能性がある (Legal Information Institute ウェブサイト)。

(注6) Kenneth Araullo, “US lawmakers push to end auto insurance bias with reintroduced PAID Act” (Insurance Business, 2025.6)

(注7) NAIC, “Credit-Based Insurance Scores” (2024.1) の中で、NAIC は信用ベースの保険スコアを開発した Fair Isaac Corporation (FICO) の推計を紹介している。

(注8) NAIC, “Credit-Based Insurance Scores” (2024.1)

【米国・規制動向】

○ホワイトハウスが無人航空機システムに関する2つの大統領令を発令

2025年6月6日、ホワイトハウスは大統領令「米国ドローンの優位性の向上 (Unleashing American Drone Dominance)」^(注1) と、「米国の空域主権の回復 (Restoring American Airforce Sovereignty)」^(注2) を発令した。

「米国ドローンの優位性の向上」は、物流、インフラ点検、農業、緊急対応、公共安全等、様々な領域で活用が進む無人航空機システム (Unmanned Aircraft Systems : 以下「UAS」^(注3)) に関し、安全かつ迅速に商用化を推進することで、国産ドローン産業の成

長と輸出を促し、供給網の強靱化と国民生活の質の向上を目指すことを目的としている。

本大統領令では運輸省長官に、UAS の商用・公共安全目的の日常的な目視外飛行 (Beyond Visual Line of Sight : BVLOS) ^(注4) ^(注5) を可能にする運用規則案を 30 日以内に公布し、最終的な運用規則を 240 日以内に公布するよう求めており、今後のさらなる UAS の運用拡大を目指している。

一方、「米国の空域主権の回復」は、犯罪組織やテロリストによる UAS 悪用のリスクに対抗し、米国領空の主権を確保し、その空域を安全かつ安心に保つために規制を強化することを目的としている。本大統領令では、重要施設・公共施設上空の飛行制限ルールの策定、法令違反時の罰則強化、国境や重要施設（インフラ関連、連邦施設、軍事施設等）の保護空域化、UAS を検知・追跡・識別できる体制の構築等の安全体制整備に関する条項が盛り込まれており、規制を強化する内容となっている。

現在、保険会社は損害調査やリスク評価等の業務において、業務効率化を目的にドローンを積極的に活用しているが ^(注6)、これらの 2 つの大統領令により、ドローン活用機会が広がる一方、重要施設周辺の飛行制限や新たな要件への対応など、運用上の遵守事項も増加する可能性がある。

(注1) White House, “Unleashing American Drone Dominance” (2025.6)

(注2) White House, “Restoring American Airspace Sovereignty” (2025.6)

(注3) 航空機内や航空機上に人が存在しない航空機と、その構成要素（通信や制御部品等）のことを指し、ドローンも含まれる（Legal Information Institute ウェブサイト）。

(注4) ドローンを操縦者の目で直接見えない範囲を飛行させる運用のこと（ソラブログ ウェブサイト）。

(注5) 現行の FAA 規則では原則として操縦者の目の見える範囲での飛行しか認められていない（PwC コンサルティング「ドローンの法規制動向」（2023.2））。

(注6) 浦上純「ドローン飛行規制の最新動向と諸外国におけるドローン保険の販売および業務への活用の現状」損保総研レポート第 150 号（損害保険事業総合研究所、2025.2）

【インド・規制動向】

○保険会社への直接投資 100%に引上げなどを内容とする保険法改正案の国会提出へ

インドの財務省は、7 月下旬から開催される夏季国会で保険法改正案 ^(注1) の提出を目指している ^(注2)。改正の背景には、「2047 年までにすべての国民に保険を」という国家目標 ^(注3) を達成するため、保険契約者の利益の増加と経済的安全性の向上、経済成長と雇用の創出につながる保険市場への参加者の増加、保険業界の効率性向上、および事業活動の円滑化促進や保険の加入率の増加を図る狙いがある ^(注4)。主要な改正案事項は、図表のとおり多岐に渡る。大きな改正としては、インドの保険会社に対する海外からの直接投資の上限を 74%から 100%に引き上げることや、保険事業の範囲拡大である。

直接投資の100%への引上げでは、大規模な国際投資が誘致され、保険業界の競争促進が期待されている^(注5)。優れたカスタマーエクスペリエンスを提供できないため、規模拡大や銀行・ブローカーとの提携推進に課題のある国内保険会社は、海外の保険会社からそのノウハウを取り入れることで、競争条件が対等になるだろうと見られている。また、外国資本の有する、優れた技術力とデータ能力、成熟市場で実証された販売戦略、リスク管理能力といったグローバルな強みがインドの保険市場に大きな付加価値をもたらす可能性があることも期待されている^(注6)。

保険事業の範囲拡大については、複合免許制の導入と関連他業態への進出の2つの要素からなる。複合免許制により、保険会社は1つまたは複数の種類の保険事業を営むことができる。また、関連他業態への進出により、保険に関連または付随する活動を行うことが可能になる^(注4)。保険会社は、他の金融商品の販売が認められることで、サービス提供の幅が広がり、より多くの金融ソリューションがワンストップで提供できる。多様な金融商品の品揃えにより、優れた顧客満足度とカスタマーエクスペリエンスの実現可能性が高まる^(注6)。現地のメディアによると、保険事業に関連する付加価値サービスとして、ジム会員権の取扱いや健康診断なども提供できるようになる^(注7)。

(注1) 1938年保険法、1956年生命保険会社法、および1999年保険規制開発庁法について、包括的に一体化して改正する立法手続きを取る。

(注2) ETCFO, “Finmin targets to introduce Insurance Amendment Bill in Parliament during monsoon session” (2025.4)

(注3) 保険規制開発庁が2022年11月に提案した戦略的取組みの一環としての標語である。国家独立から100周年を迎える2047年までに、国内のすべての市民が生命保険、医療保険、財産保険に加入することができるようにすることを目標としている。具体的には、①ビーマ・ビスタール（底辺層の人々も保険加入しやすいように設計された、生命・医療・個人傷害・財物のリスクをカバーする給付金ベースのパラメトリック保険）、②ビーマ・ヴァハク（女性中心の地域密着型保険販売）、③ビーマ・スガム（保険へのアクセスを民主化・普遍化させるためのeマーケット）からなる「ビーマの三位一体」の取組みを通して、保険業界の持続的成長を促進させている（Jimmy John, “Achieving India’s insurance vision by 2047” (Asia Insurance Review, 2025.1) および A.M.Best, “Market Segment Outlook: India Non-Life Insurance” (2025.1)）。

(注4) Department of Financial Services, “Office Memorandum: Inviting comments on the proposed amendments to the Insurance Act, 1938, the Life Insurance Corporation Act, 1956 and Insurance Regulatory and Development Authority Act, 1999” (2024.11)

(注5) Business Today, “IRDAI prepares for landmark Insurance Amendment Bill with regulatory framework” (2025.3)

(注6) Narendra Ganpule & Jyoti Juneja, “Insurance (Amendment Act), 2024 – beginning of a

transformative era driving ‘Insurance for all’” (Grant Thornton, 2024)

(注7) YouTube 版 ET NOW, “Govt Drafts Insurance Act Amendment! Will Insurers Soon Offer Value-Added Services? : Business News” (2025.6)

図表 保険法改正案の主要事項

項目	現況	改正案
保険会社への直接投資制限	74%	100%
保険事業の範囲拡大	○生命保険、損害保険、医療保険、再保険で別々の免許取得 ○保険商品に限定	○複合免許取得で、左記保険商品の複数を単一の事業体のもとで提供可能 ○保険商品以外の各種金融商品の販売許可
保険代理店	生命保険、医療保険、損害保険について、保険会社1社の専属代理店	左記すべての保険種目について、複数の保険会社の代理店となることが可能
最低払込資本金	○生命保険会社：10 億ルピー（約 17 億円） ○損害保険会社：10 億ルピー（約 17 億円） ○再保険会社：20 億ルピー	5 億ルピー（約 8.5 億円）（会社の規模や業務内容に応じて柔軟に対応）
外国再保険会社の最低資本要件	500 億ルピー（約 850 億円）	100 億ルピー（約 170 億円）

(出典：Narendra Ganpule & Jyoti Juneja, “Insurance (Amendment Act), 2024 – beginning of a transformative era driving ‘Insurance for all’” (Grant Thornton, 2024) ほかをもとに当研究所にて作成)

【オーストラリア・規制動向】

○監督当局が保険会社の保険金支払業務のさらなる改善を要請

金融業界の監督当局であるオーストラリア証券投資委員会 (Australian Securities and Investment Committee：以下「ASIC」) は、2025 年 6 月、住宅火災保険の保険金支払手続きに関する調査結果を公表し、保険会社にさらなる業務改善を求めた^(注1)。オーストラリアにおいて保険金支払業務は認可対象であり、改善が見られない場合には、認可上の義務の違反^(注2)や損害保険業界の業務規範^(注3)の違反のリスクがあると指摘している。

本調査に至ったきっかけは、2022 年 2 月に発生した大規模な洪水^(注4)にさかのぼる。この洪水により、オーストラリアの損害保険業界では保険金支払手続きの遅れが発生し、オーストラリア金融苦情処理庁 (Australian Financial Complaints Authority：以下「AFCA」) は、洪水発生から 1 年間で 2,000 件を超える苦情の申出が顧客からあったとしている^(注5)。

ASIC は 2022 年に保険会社 6 社を対象に保険金支払いに関する市場調査を実施し、その調査結果を 2023 年 8 月に公表した^(注6)。2024 年 8 月、ASIC は、前回調査対象となった会社に 1 社を加え、さらなる調査を開始した。

ASIC は、今回の調査で判明した項目を 7 つ挙げ (図表参照)、前回調査から一定改善が見られるが、さらなる改善が必要と述べている。例えば、建設業者や修理業者への監督は強化されたが、独立した専門家 (エンジニアや水文学者^(注7)) への監督は不十分と指

摘している。また、保険会社は、保険金請求を行った顧客に対し、現金払い^(注8)の選択肢について、その内容を説明した「ファクトシート」を提供しなければならないが、多くの場合、記載内容が不十分であり、消費者が「情報に基づく判断」を行うために必要な情報が得られていない可能性があるとしている。

ASIC は、保険金請求の課題は、2025 年度も引き続き、監督業務執行における優先事項であり、重大な不正行為があれば、執行措置を取る可能性があるとして述べている。

実際に、2022 年の洪水事故の保険金請求について、意思決定の遅れやコミュニケーション不足など、誠実義務の違反があったとして、ASIC は 2025 年 4 月に大手保険会社の Hollard を提訴している^(注9)。

(注1) ASIC, “Home insurance claims handling improvements need to go further, ASIC says” (2025.6)

(注2) 金融サービスに関する免許 (Australian financial services (AFS) license) の保持者には様々な義務が課せられる。詳細は、損害保険事業総合研究所「諸外国における保険代理店・ブローカーに対する規制および企業保険の募集実態について」(2024.9)を参照願う。

(注3) Insurance Council of Australia (ICA), “General Insurance Code of Practice”

(注4) クィーンズランド州南東部およびニューサウスウェールズ州にて 2022 年 2 月下旬から 3 月上旬にかけて大規模な洪水が発生した。2025 年 3 月時点で、保険金請求件数は 24 万 6,000 件、発生保険金は 63 億 7,000 万豪ドル (約 6,020 億円) である (Insurance Council of Australia ウェブサイト)。

(注5) AFCA は、当該洪水に関する保険会社との紛争は、2018 年の同庁発足以来、コロナ禍に次いで 2 番目の「重大な事態」と述べている (AFCA, “AFCA receives over 2000 complaints in year since SEQ/NSW floods” (2023.2))。

(注6) ASIC, “Navigating the storm: ASIC's review of home insurance claims: Report 768” (2023.8)

(注7) 水文学者 (hydrologist) は、河川・湖沼・ダム・帯水層・下水道の水量・水質を分析し、節水や水の供給の質の向上に取り組むなど、地殻上の水の動きを研究する者である (Seek ウェブサイト)。

(注8) オーストラリアでは、住宅火災保険の保険金請求への対応として、①修理・再建 (建物など)、②同等品の提供 (家財など)、③現金での支払いなどの方法がある。

(注9) ASIC, “ASIC sues Hollard Insurance alleging serious claim handling failures” (2025.4)

図表 調査で判明した事項

- ①独立した専門家に対する監督体制について改善が必要である。
- ②保険金請求に対する現金払いの選択肢について、消費者により詳細な情報を提供すべきである。
- ③保険金処理等に関する人員の増強は、件数の増加に追いついていないわけではない。
- ④保険金対応の窓口を一本化することは、顧客とのコミュニケーションを改善するうえで重要である。
- ⑤保険会社は個人情報特定に向け、データを精緻化している^(注)。
- ⑥保険金請求処理の改善取組みは、依然として損害保険業界内ではばらつきがある。
- ⑦内部監査は、より広範な品質保証よりも、個別事案に焦点を当てている。

(注) 脆弱な消費者に適切な保険金支払サービスを行うための精緻化である。

(出典：ASIC, “Home insurance claims handling improvements need to go further, ASIC says” (2025.6) をもとに当研究所にて作成)